



第十一

(1) 労働組合法ニ於テハ海軍組合ノ態度決定件(共産會)

(2) 労働者保護法制定促進ニ關スル件 (王條會)

井田會ノ提出理由 吾國ニ於テ労働組合法ハ現ハレテ居テモ、テアリキ又大正十一年ニ迄モシタモノヲ新闢シヨリテ  
是ノマシタガツテ現ハレテ居テモ、テアリキ又労働組合法が現  
ハレキハ、以前ニ於テ吾々ノ意志ヲ法制定局ニ達シテ、吾々ノ意  
志ヲ夏少ナリトモ、労働組合法ニ關シテ、思フコトヲアリキ又

出来得バ、テ、草案ヲ組合ニ見セテ、世實ノテ、吾々ノ希望ヲ  
聞キテ、世實ヒタリト思フコトヲアリキ又、労働組合ニ關シテ、  
トガ念ムヤラ如何ニ變更スルヤ、労働組合ニ關シテ、  
テ、テ、又十三年ノ草案ニ於テ、二條ノ組合原則等ハ限定  
サレテ、井田會ノ思フ所居キ又、政治的ニ如何ナル制約ヲ施サ